

1. 組織名

国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

知的財産

意見

「国際的なルール作り」の名のもとに、日本をはじめとする著作権の保護期間に関して50年を原則とする国々に延長が求められていると報じられているところであるが、日本の大学図書館としてはこの延長に反対する。理由は以下のとおりである。

1. 大学図書館は、機関リポジトリ(大学の知的生産物を電子的に保存し、ネットワーク上で公開するシステム)の設置、登録コンテンツの充実を進めることによって、日本のみならず世界の学術の振興に貢献しているところであるが、著作権者に連絡できないという事態に直面する。保護期間が延長されることによって、本来、人類の福祉のために生産された学術的遺産を人類が容易に利用できないことになり、その目的に反することになるだけでなく、連絡のできない著作権者が増加することによっても、人類の福祉が侵害されることになる。
2. 大学図書館を中心として各種図書館は、過去の知的遺産を電子化することによって電子図書館の構築に努めてきたが、著作権者の連絡先が確認できない、いわゆる孤児著作物問題がその阻害要因となっている。このような中、保護期間の延長は、孤児著作物問題をより重大なものとすることは明らかであり、大学図書館としては、著作権が我が国の著作権法においてその目的とされる「文化の発展に寄与」(第1条)する観点から、保護期間の延長によって孤児著作物問題を重大化させることを危惧する。

3. 提出意見②

該当する交渉分野

知的財産

意見

TPP交渉において、非親告罪化が求められていると報じられているところであるが、日本の大学図書館としては非親告罪化に反対する。

アメリカの著作権法には公正利用の規定があるが、我が国の著作権法においては、権利制限規定は限定列举の形で規定されており、列举された事項以外は、厳密には全て違法ということになるため、非親告罪化の影響はより大きいと考えざるを得ない。

TPP交渉へ参加する国々の著作権法の規定の方式がそれぞれ異なっていることを踏まえ、我が国の著作権法の特性に配慮した主張がなされることを希望する。

4. 提出意見③

該当する交渉分野

知的財産

意見

TPP交渉において、法定賠償金制度の創設が求められていると報道されているところであるが、日本の大学図書館としてはこれに反対する。

日本においては、いくつかの裁判で、いわゆる間接侵害という考え方に基づく判断が下され、直接の侵害者ではなく、著作物を利用するための機器等を提供した者に損害賠償が命じられている。

アメリカにおいては、法定賠償金制度により、1著作物あたり最大で15万ドルの損害賠償が認められる制度になっていると聞かすが、同様の制度を日本に創設し、なおかつ従前のように間接侵害の考え方に基づく判決が下されるとすれば、多数の著作物を所蔵する図書館に対して莫大な金額の賠償が科せられかねない。交渉においては、我が国の著作権法の構造や、従来の裁判例を認識した上での主張がなされることを要望する。

※ 同一の交渉分野について、2つ以上意見等を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。

※ 異なる交渉分野について意見等を提出される場合は、シートを分けて記入・提出願います。